平成３０年度「手話言語条例」に基づく取組み

**参考資料**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条文 | 施策の方針 | これまでの取組状況・今後の方向性 | 目標 |
| 第２条言語としての　手話の認識 | ○府の広報媒体などを通じた認識の普及啓発≪継続≫ | ■これまでの取組状況○府ＨＰ・ＳＮＳ等○パブリシティテレビ：1回…ＮＨＫ「関西版ニュース」新聞　：2回…読売新聞、朝日新聞■今後の方向性　○バリアフリー推進勉強会（民間団体主催）等での講演や府政学習会等の様々な機会での普及啓発を実施 | ○条例に基づく施策の成果をとりまとめ、部会としての「言語としての手話の習得の機会の確保」に関する提言等につなげる |
| 第３条乳幼児期からの手話の習得の　機会の確保 | ○「こめっこ」の運営≪継続≫○「BABYこめっこ」の運営≪新規≫○「聴覚に障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク事業」の運営≪新規≫○乳幼児手話言語獲得ネットワークの運営≪継続≫ | ■これまでの取組状況○乳幼児期からの手話獲得の機会を確保するため、聴覚に障がいのある乳幼児とその保護者を対象に、楽しく少しずつ、手話を覚えていき、コミュニケーションの芽を育むつどいの場「こめっこ」の開催（参加した子どもの延べ人数：194人（9月末時点））※別紙参照○聴覚に障がいのある子どもの保護者が、平日に子どもとコミュニケーションを取る際に必要な手話を学ぶと同時に、保護者同士の交流や育児等に関する相談ができる場「BABYこめっこ」の開催（参加した延べ家族数：57家族（9月末時点））○新生児聴覚検査で「聴覚に障がいあり」と判定された子どもの保護者の心理的不安を解消及び当該保護者の子どもの「言語獲得」を促進することを目的とする「聴覚に障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク事業」の展開（参加した子どもの延べ人数：1,928人（9月末時点）○「こめっこ」の課題・ノウハウ等を共有し、広げていくための福祉・教育関係機関等が　　　参画するネットワークの運営（1回開催）■今後の方向性　○乳幼児手話言語獲得ネットワークへの参画事業所等の拡大○学齢期の子どもたちへの支援 | ○乳幼児期からの多様なコミュニケーション手段の一つとして手話を身につけることによる言語面、心理面などに及ぼす影響の実証データを　確保○乳幼児期に言語（手話など）を身につけることができる手法の確立○府内における乳幼児期からの手話習得の機会の確保に取り組む関係者のネットワークの確立　及び拡大 |
| ○中途失聴者を主な対象とした手話講座の開催≪継続≫○国際手話教室の開催≪継続≫ | ■これまでの取組状況○主に中途失聴者を対象に開催H28：実績19名程度／回（全15回）　H29：実績19名程度／回（全17回）H30：実績15名程度／（全21回中14回実施）○国際手話教室（入門～中級）を開催H28：実績 2名程度 ／回（全21回）　H29：実績10名程度／回 （全21回）H30：実績7名程度／回（全23回中12回実施）■今後の方向性○より幅広い地域でより幅広い人が参加できる手法の検討（府内における同様の取組事例等の実態調査を含む）及び大阪府の当該講座の果たすべき役割の検討 | ○より幅広い地域でより幅広い人が参加できる　手法の検討（府内における同様の取組事例等の実態調査を含む）及び大阪府の当該講座の果たすべき役割の検討 |
| 第４条学校による手話の習得の機会の確保への支援 | ○社会人向け手話講座の開催　≪継続≫○難聴学級教員等向け手話講座の開催≪新規≫○手話の講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供等≪継続≫○手話に関して取り組む企業を登録・顕彰することによるＰＲの支援 | ■これまでの取組状況○社会人等を対象とした手話講座の開催　・聴覚支援学校教員等を対象とした手話講座（全57回中39回開催）　・大阪銀行協会会員職員を対象とした手話講座（1回（12/6開催予定））○難聴学級教員等を対象とした手話講座の開催（1回（12/25開催予定））○手話の習得の機会の確保に取り組む企業への支援として、聴覚障がい者情報提供施設を活用した手話の講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供を実施○「（株）サイレントボイス」が、手話に関する先進的な取り組みを行う団体として「ハートフル企業 チャレンジ応援賞」を受賞○簡単な挨拶等が学べる手話動画を府ＨＰに公開■今後の方向性○上記のほか、さらに幅広い社会人向け手話講座を実施予定（業界団体や保護者向け講座）○手話について取り組むより多くの企業・団体との協働（協定の締結等） | ○カリキュラムの確立及び普及方策の検討○聴覚障がい者情報提供施設のさらなる活用○手話に取組む企業との個別の協定の締結等の具体的な取り組みの検討 |
| 第５条事業者による　手話の習得の　機会の確保への支援 |

○第３条から第５条に基づく取組みを推進するにあたって、大阪府と（公社）大阪聴力障害者協会との間で事業連携協定を締結　　○条例制定済・予定している市町村との情報交換会も適宜開催